

「ウィークリー伊賀市」でも見られるよ！

【放送期間】

10月5日(月)～11日(日)



小・中学生のためのコラムです

こども広場

「第4次伊賀市障がい者福祉計画」



第4次障がい者福祉計画 (中間案)パブリックコ メント募集



市では、「だれもが自分らしく暮らせるまちをつくる」を基本理念として、障がいのある人のための施策に係る基本方針を定めた第4次伊賀市障がい者福祉計画を策定しています。

今回、この中間案に関してご意見を募集します。

【募集期間】

10月21日(水)～11月20日(金)

※必着

【閲覧場所】

- 障がい福祉課
- 各支所住民福祉課
- 各地区市民センター
- 市ホームページ

※点字・音訳版はお問い合わせください。

【提出方法】

住所・氏名・電話番号・件名・該当箇所とそれに対する意見内容を明記の上、下記まで。

※持参の場合は、各支所住民福祉課でも受け付けます。

【提出先・問い合わせ】

障がい福祉課

☎ 22-9657 FAX 22-9662

✉ shougai@city.iga.lg.jp

■「障がい者福祉計画」って何？

日本は、平成26年に国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」に同意しました。この条約には、障がいのある人も障がいのない人と同じように、基本的な人権や自由を持つということが書かれています。その他にも、日本には障がいのある人の権利や当たり前の生活を守るための法律がたくさんあります。

「障がい者福祉計画」は、それらの法律の考え方をもとに、障がいのある人にかかわらず、みんながお互いを尊重し助け合いながら、安心して暮らすための目標や取り組みをまとめたものです。

この計画は、6年ごとに新しく作り直しており、現在、令和3年度からの計画を作成しています。

■計画の内容は？

基本理念

「だれもが自分らしく暮らせるまちをつくる」
目標Ⅰ…一人ひとりに合った生活をするために、必要な情報を発信したり、いろいろな相談を受けられる体制をつくる。

目標Ⅱ…生涯を通じて社会参加できるように、成長に合わせて必要な力を身につける

ための学習や体験などの場をつくる。
目標Ⅲ…共に生きる「地域の一人」として、お互いの人権を大切にしながらつながりを持ち、だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる。

■どうやって作るの？

昨年、障がいのある人やその家族、障がいのある人に関わる仕事をしている人などから聞き取りやアンケート調査を行いました。それらの回答をもとに、これから伊賀市でどのようなことに取り組んでいったらいいのかということをもとめています。

11月までに計画の案を市民の皆さんに見てもらい、意見を集め、修正や追加を行い、より良い計画になるように作成していきます。計画は来年3月に完成する予定です。



障がい者週間での啓発活動

【問い合わせ】障がい福祉課

☎ 22-9657 FAX 22-9662